令和７年４月

経営規模総括表作成の手引

建設関連コンサルタント（測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント）の業種を登録する場合は、この手引を参考にして「経営規模総括表」を作成すること。

１　測量等実績高

⑴　直前１年度分決算、直前２年度分決算

申請日の直前の事業年度の終了日において確定した決算を含む過去２年間の決算を記載する。
各業種欄には、それぞれ次の金額を記載すること。

測量	『測量法第５５条の８の規定に基づく書類』の損益計算書の売上高のうち「完成測量高」の金額
建築コンサルタント	財務諸表の売上高の金額のうち、建築関係建設コンサルタントに相当する売上高
土木コンサルタント **地質調査** **補償コンサルタント**	国土交通省の確認印のある『現況報告書』の損益計算書の売上高のうち「完成業務収入」（土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント）又は「完成調査収入」（地質調査）の金額
その他	**建設関連コンサルタント業務のうち**上記以外の金額 ※役務提供等に計上した売上は含めない
合計	縦欄の合計金額を記載

税抜き金額を記載すること
※千円未満は四捨五入

⑵　直前２か年間の年間平均実績高

直前１年度分決算と直前２年度分決算の合計を２で除して得た数値を記載する（**千円未満は四捨五入**）。

※　事業年度の変更等があった場合は下記の例を参考にして算定すること。

例）

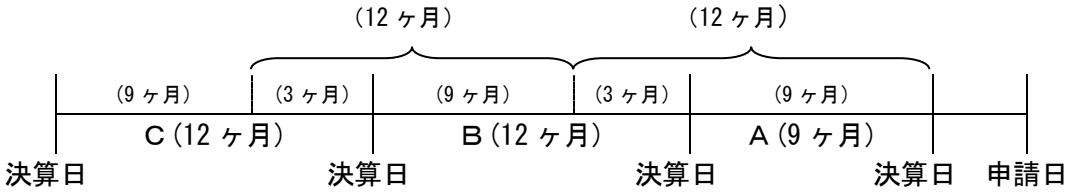

上記の場合は「直前１年度分決算」の右欄にＡの金額、左欄にＢの金額の３ヶ月分（3/12）、「直前２年度分決算」の右欄にＢの金額の９ヶ月分(9/12)、左欄にＣの金額の３ヶ月分(3/12)を記載し、それぞれの該当する期間も併せて記載すること。

「直前２か年間の平均実績額」は各欄の合計を２で除した金額を記載する。

２　自己資本額

以下の表を参考に、金額は**千円未満を切り捨て**て記載すること。

法人	財務諸表の貸借対照表の純資産の部に記載されている金額をそれぞれ記載する。
個人	財務諸表から 株主資本の欄に 「純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定)」 を計算して記載する。(合計欄も同様) 評価・換算差額等、新株予約権の欄は「０」を記載する。
個人（青色申告）	確定申告控えにある貸借対照表から 株主資本の欄に 「(事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸」 を計算して記載する。(合計欄も同様) 評価・換算差額等、新株予約権の欄は「０」を記載する。
個人（白色申告）	全て「０」で記載する。 （貸借対照表を作成している場合には、それを元に上記青色申告の場合を参考に記載すること。）
一般社団法人等	財務諸表の貸借対照表から 株主資本の欄に　「基本財産」 新株予約権の欄に　「０」 合計欄に　「正味財産合計額」 評価・換算差額等の欄に　「(合計)－(株主資本)」 を計算して記載する。 （社団法人で基本財産のない場合は、株主資本欄には「正味財産（＝合計)」を記載する。）

３　営業年数

業者登録（格付け）を希望する業種にかかる事業の開始日（２業種以上の場合は最も早い開始日）から申請日の直前の事業年度の終了日までの期間から、当該事業を中断した期間を除いた期間を記載する。

・吸収合併の場合には存続会社の営業年数とし、新設会社の場合は消滅会社の営業年数の平均により得た値によるものとする。

４　常勤職員数

「技術職員」及び「事務職員」の各欄には常時雇用している従業員のうち、専ら建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「その他」の欄にはそれ以外の職員の数を記載する。

・建設工事と建設関連コンサルタントを営んでいる者が申請する場合、専ら工事に従事する者は除いて計上すること。
・「計」欄には「技術職員」「事務職員」「その他」の合計を記載する。
・職員数には、パートタイム労働者等を含めない。また、あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないこと。

５　有資格者数（人数の考え方は「４　常勤職員数」と同じ）

現況報告書等（書類番号 19）または技術者経歴書（書類番号 20）に記載のある技術者について、その人数を記載すること。現況報告書等に記載のない技術者がいる場合で、技術者経歴書を提出するときは、現況報告書に記載のある技術者も含めて記載すること。

技術者経歴書に基づいて記載する場合、以下のルールに基づいて計上、記載すること。

- １人で２以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、ＲＣＣＭ、ＡＰＥＣエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、１人で複数部門の資格を有している場合を含む)。
- 技術士において同一部門で選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載する。
- １人で同一種類である「１・２級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。
- １級建築士の免許を受けている者が、構造設計１級建築士証又は設備設計１級建築士証の交付を受けている者である場合は１級建築士欄には計上しない。ただし、構造設計、設備設計の両方を交付されている者はそれぞれに記載する。
- 記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限る。
- 「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が 10 年以上の者の数を記載する。
- 有資格者数欄に掲げる資格等の定義について、詳しくは「競争入札の参加者の格付基準等について」を参照すること。
- 技術士の有資格者数欄の記載にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、以下の表を参考にして十分に注意して記載すること。

有資格者数欄	選　択　科　目
総合技術監理部門　※ （地質を除く対象科目）	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「上下水道部門」「衛生工学部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農業部門	「農業土木」
森林部門	「森林土木」
水産部門	「水産土木」
上下水道部門　※	「上下水道及び工業用水道」「下水道」
衛生工学部門　※	「廃棄物管理」
電気電子部門	全選択科目
機械部門	「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
情報工学部門	全選択科目
総合技術監理部門 （地質調査）	下記「地質調査」欄の選択科目
地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」

※　国土交通省の競争参加資格審査申請における「有資格者数」とは異なる。